



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年7月17日金曜日 第729号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

○ 職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）…… 1

公営企業管理規程

○ 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程……………（公営企業管理局総務課）……13

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7—1314

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月17日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第11条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（条例第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、<u>第1種初任給調整手当</u>に対応する額、<u>第2種初任給調整手当</u>に対応する額及び農林漁業普及指導手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、<u>第1種初任給調整手当</u>、<u>第2種初任給調整手当</u>及び農林漁業普及指導手当から差し引くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、<u>第1種初任給調整手当</u>、<u>第2種初任給調整手当</u>及び農林漁業普及指導手当から差し引くことができないときは、条例に基づくその他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。 （初任給調整手当、地域手当及び特地勤務手当） 第19条 <u>第1種初任給調整手当</u>、<u>第2種初任給調整手当</u>、地域手当及び特地勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。	（給与の減額） 第11条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（条例第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、<u>初任給調整手当</u>に対応する額及び農林漁業普及指導手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>及び農林漁業普及指導手当から差し引くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>及び農林漁業普及指導手当から差し引くことができないときは、条例に基づくその他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。 （初任給調整手当、地域手当及び特地勤務手当） 第19条 <u>初任給調整手当</u>、地域手当及び特地勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（初任給調整手当の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—155）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 <u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）</u>の支給については、別に定めるものを除くほ	（趣旨） 第1条 <u>初任給調整手当</u>の支給については、別に定めるものを除くほ

か、この規則の定めるところによる。

(第1種初任給調整手当を支給する職)

第2条 省略

(第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲)

第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

第4条 職員給与条例第18条の4第2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

第5条 前2条の規定にかかわらず、第1種初任給調整手当(第1種初任給調整手当に相当する報酬を含む。)を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)に達している職員には、第1種初任給調整手当は支給しない。

(第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第6条 第1種初任給調整手当の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第2に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間(以下「常時勤務を要する職員について定められた勤務時間」という。))で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 第1種初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第2の適用については、当該休職の期間(職員給与条例第21条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により第1種初任給調整手当の月額が別表第2に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に

か、この規則の定めるところによる。

(初任給調整手当_____を支給する職)

第2条 省略

(_____職員の範囲)

第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当_____を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

第4条 職員給与条例第18条の4第2項の規定により初任給調整手当_____を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当(初任給調整手当_____に相当する報酬を含む。)を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)に達している職員には、初任給調整手当_____は支給しない。

(_____支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当_____の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第2に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間_____

_____で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当_____が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当_____を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第2の適用については、当該休職の期間(職員給与条例第21条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当_____の月額が別表第2に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に

支給する第1種初任給調整手当の支給期間及び月額、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に第1種初任給調整手当（第1種初任給調整手当に相当する報酬を含む。）を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による第1種初任給調整手当の支給期間に既に第1種初任給調整手当（第1種初任給調整手当に相当する報酬を含む。）を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、15年）を超えることとなるものに係る第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第1種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（第1種初任給調整手当の支給の終了）

第8条 第1種初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から第1種初任給調整手当は支給しない。

（第1種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置）

第9条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第1種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第1種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより第1種初任給調整手当を支給する。

（第2種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額）

第10条 職員給与条例第18条の5第1項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第17条の6第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の職員給与条例第18条の5第1項又は教育職員給与条例第17条の6第1項に規定する特定額（以下「特定額」という。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員（職員給与条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）

当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 職員給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の給料月額のうち、職員給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）

支給する初任給調整手当の月額及び支給期間 は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当（初任給調整手当 に相当する報酬を含む。）を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当 の支給期間に既に初任給調整手当（初任給調整手当 に相当する報酬を含む。）を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当 の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当 が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（ 支給の終了）

第8条 初任給調整手当 を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当 は支給しない。

（ 支給要件の改正の場合の措置）

第9条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当 が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当 の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより初任給調整手当 を支給する。

(3) 定年前再任用短時間勤務教育職員（教育職員給与条例第7条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。） 当該定年前再任用短時間勤務教育職員に適用される教育職員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、教育職員給与条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額

(4) 教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される教育職員給与条例第4条第1項に規定する給料表の給料月額のうち、教育職員給与条例第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに教育職員給与条例第5条並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）
（第2種初任給調整手当の基準額）

第11条 職員給与条例第18条の5第1項又は教育職員給与条例第17条の6第1項の新たに採用された職員の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（以下「基準額」という。）は、当該職員の在勤する地域について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金であつて、その給与期間の初日に効力を有するものの額とする。

（第2種初任給調整手当の支給期間の終期）

第12条 職員給与条例第18条の5第1項又は教育職員給与条例第17条の6第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額以上となつた日の前日とする。

（第2種初任給調整手当の支給額）

第13条 職員給与条例第18条の5第2項又は教育職員給与条例第17条の6第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に常時勤務を要する職員について定められた勤務時間又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（職員給与条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は職員給与条例第4条の2に規定する任期付短時間勤務職員にあつては当該額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を常時勤務を要する職員について定められた勤務時間で除して得た数を、教育職員給与条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員又は教育職員給与条例第7条の2第2項に規定する任期付短時間勤務教育職員にあつては当該額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第14条 職員給与条例第18条の5第3項又は教育職員給与条例第17条の6第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして職員給与条例第18条の5第1項又は教育職員給与条例第17条の6第1項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額（以下「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「次条第1項に規定する権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

（調書の作成保管）

第15条 任命権者は、第1種初任給調整手当を支給する場合には第1種初任給調整手当支給調書を、第2種初任給調整手当を支給する場合には第2種初任給調整手当支給調書を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

附 則

（支給額の特例）

2 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち、医療業務に従事する職で特別の事情があると認められる職を占める職員の第1種初任給調整手当の月額は、第6条の規定にかかわらず、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とすることができる。

（調書の作成保管）

第10条 任命権者は、初任給調整手当 _____ を支給する場合には初任給調整手当支給調書（別記様式）

_____ を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

附 則

（支給額の特例）

2 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち、医療業務に従事する職で特別の事情があると認められる職を占める職員の初任給調整手当 _____ の月額は、第6条の規定にかかわらず、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とすることができる。

別記様式を削る。

（農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部改正）

第3条 農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—225）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「 <u>条例</u> 」という。） <u>第18条の6</u> 及び第22条の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （端数計算） 第4条の2 条例第18条の6及び前条第2項の規定による農林漁業普及指導手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該農林漁業普及指導手当の月額とする。	（目的） 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「 <u>条例</u> 」という。） <u>第18条の5</u> 及び第22条の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （端数計算） 第4条の2 条例第18条の5及び前条第2項の規定による農林漁業普及指導手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該農林漁業普及指導手当の月額とする。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第4条 義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—471）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（権衡職員） 第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「 <u>条例</u> 」という。） <u>第17条の7第3項</u> に規定する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 （義務教育等教員特別手当の月額） 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育	（権衡職員） 第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「 <u>条例</u> 」という。） <u>第17条の6第3項</u> に規定する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 （義務教育等教員特別手当の月額） 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育

職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 条例第17条の7第1項に規定する教育職員で中学校・小学校教育職員給料表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

- (2) 条例第17条の7第1項に規定する教育職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

- (3)~(5) 省略

2 条例第17条の7第2項第1号の校務を分掌する教育職員の義務
教育等教員特別手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項の
規定による額に3,000円を加算した額とする。

職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 条例第17条の6第1項に規定する教育職員で中学校・小学校教育職員給料表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「定年再任用短時間勤務教育職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

- (2) 条例第17条の6第1項に規定する教育職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

- (3)~(5) 省略

2 条例第17条の6第2項第1号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に3,000円を加算した額とする。

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改

正

後

(基本手当の日額)

第5条 省略

2 省略

3 前項に規定する給与の総額は、職員に

支払われた全ての給与（通貨以外のもので支払われたものを除く。）によつて計算する。

4・5 省略

様式第5号（第2条関係） 平均賃金表

省略					
地	域	手	当		

改

正

前

(基本手当の日額)

第5条 省略

2 省略

3 前項に規定する給与の総額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当その他労働の対価として支払われた全ての給与（通貨以外のもので支払われたものを除く。）によつて計算する。

4・5 省略

様式第5号（第2条関係） 平均賃金表

省略						
地	域	手	当			
住	居	手	当			
通	勤	手	当			
単	身	赴	任	手	当	
在	宅	勤	務	等	手	当

省略					
休日給					
省略					

注 省略

様式第9号（第12条、第15条の2、第15条の3関係） 退職前6月の賃金表

省略							
地域手当							
省略							
休日給							
省略							

注 省略

特殊勤務手当					
特 地 勤 務 手 当					
へ き 地 手 当					
省略					
休日給					
夜 勤 手 当					
宿 直 手 当					
日 直 手 当					
管理職員特別勤務手当					
管 理 職 手 当					
定時制通信教育手当					
産 業 教 育 手 当					
初 任 給 調 整 手 当					
農林漁業普及指導手当					
義務教育等教員特別手当					
省略					

注 省略

様式第9号（第12条、第15条の2、第15条の3関係） 退職前6月の賃金表

省略							
地 域 手 当							
住 居 手 当							
通 勤 手 当							
単 身 赴 任 手 当							
在 宅 勤 務 等 手 当							
特殊勤務手当							
特 地 勤 務 手 当							
へ き 地 手 当							
省略							
休日給							
夜 勤 手 当							
宿 直 手 当							
日 直 手 当							
管理職員特別勤務手当							
管 理 職 手 当							
定時制通信教育手当							
産 業 教 育 手 当							
初 任 給 調 整 手 当							
農林漁業普及指導手当							
義務教育等教員特別手当							
省略							

注 省略

（会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第6条 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—1223）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 省略 第3章 手当に相当する報酬等（第3条—<u>第14条の5</u>） 第4章～第6章 省略 附則 （趣旨） 第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項、条例第4条の2において読み替えて準用する職員給与条例第10条の3第1項及び第3項、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項、同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項、<u>条例第11条の2第1項及び第2項、同条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の5第3項及び第4項</u>、条例第12条第1項、同条第4項第2号及び第3号（これらの規定を条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、条例第12条第5項、同条第6項、条例第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第6項、条例第12条の2第1項及び第3項、条例第15条第1項、条例第16条第2項、条例第18条第1項及び第5項、条例第18条の2第1項及び第3項、条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。 （初任給調整手当に相当する報酬） 第9条 条例第11条第1項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。 （1）・（2） 省略 第10条 条例第11条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、第14条において読み替えて準用する初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7―155）第9条の第1号会計年度任用職員のほか、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。 （1）・（2） 省略 第11条 前2条の規定にかかわらず、<u>第1種初任給調整手当</u>に相当する報酬又は<u>第1種初任給調整手当</u>を支給されていた期間が通算して35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）に達している第1号会計年度任用職員には、<u>第1種初任給調整手当</u>に相当する報酬は支給しない。 第12条 <u>第1種初任給調整手当</u>に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第2に掲げる額に次の各号に掲げる場	目次 第1章・第2章 省略 第3章 手当に相当する報酬等（第3条—<u>第14条</u>） 第4章～第6章 省略 附則 （趣旨） 第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項、条例第4条の2において読み替えて準用する職員給与条例第10条の3第1項及び第3項、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項、同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項 ____、条例第12条第1項、同条第4項第2号及び第3号（これらの規定を条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、条例第12条第5項、同条第6項、条例第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第6項、条例第12条の2第1項及び第3項、条例第15条第1項、条例第16条第2項、条例第18条第1項及び第5項、条例第18条の2第1項及び第3項、条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。 （初任給調整手当に相当する報酬） 第9条 条例第11条第1項の規定により<u>初任給調整手当</u>____に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。 （1）・（2） 省略 第10条 条例第11条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第2項の規定により<u>初任給調整手当</u>____に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、第14条において読み替えて準用する初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7―155）第9条の第1号会計年度任用職員のほか、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。 （1）・（2） 省略 第11条 前2条の規定にかかわらず、<u>初任給調整手当</u>____に相当する報酬又は<u>初任給調整手当</u>____を支給されていた期間が通算して35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）に達している第1号会計年度任用職員には、<u>初任給調整手当</u>____に相当する報酬は支給しない。 第12条 <u>初任給調整手当</u>____に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第2に掲げる額に次の各号に掲げる場

合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間第1種初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)～(4) 省略

2 第1種初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表第2の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により第1種初任給調整手当に相当する報酬の額が別表第2に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する第1種初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第13条 第9条又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった者（第11条に規定する第1号会計年度任用職員を除く。）のうち、これらの第1号会計年度任用職員となった日前に第1種初任給調整手当に相当する報酬又は第1種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による第1種初任給調整手当に相当する報酬の支給期間に既に第1種初任給調整手当に相当する報酬又は第1種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る第1種初任給調整手当に相当する報酬の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第1種初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第14条 初任給調整手当の支給等に関する規則第8条及び第9条の規定は、第1号会計年度任用職員の第1種初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「第1種初任給調整手当」とあるのは「第1種初任給調整手当に相当する報酬」と、同規則第8条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）」と、「第2条」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—1223）第8条」と、同規則第9条中「第2条」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則第8条」と、「第3条」とあるのは「同規則第9条」と、「職員」とあるのは「第1号会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)～(4) 省略

2 初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表第2の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当に相当する報酬の額が別表第2に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第13条 第9条又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった者（第11条に規定する第1号会計年度任用職員を除く。）のうち、これらの第1号会計年度任用職員となった日前に初任給調整手当に相当する報酬又は初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当に相当する報酬の支給期間に既に初任給調整手当に相当する報酬又は初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当に相当する報酬の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第14条 初任給調整手当の支給等に関する規則第8条から第10条までの規定は、第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「初任給調整手当」とあるのは「初任給調整手当に相当する報酬」と、第8条及び第9条中「職員」とあるのは「第1号会計年度任用職員」と、「第2条」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—1223）第8条」と、同条中「第3条」とあるのは「同規則第9条」と読み替えるものとする。

第14条の2 条例第11条の2第1項の人事委員会規則で定める額は、初任給調整手当の支給等に関する規則第11条の規定の例による。

2 条例第11条の2第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額（同項に規定する特定額をいう。以下同じ。）が基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第14条の3 条例第11条の2第2項第1号に掲げる場合における同項の規定による第2種初任給調整手当に相当する報酬の月額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの勤務時間数が定められている第1号会計年度任用職員 基準額と特定額との差額に常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 1週間当たりの勤務時間数が定められている第1号会計年度任用職員 基準額と特定額との差額に常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 条例第11条の2第2項第2号に掲げる場合における同項の規定による第2種初任給調整手当に相当する報酬の日額は、基準額と特定額との差額に当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第14条の4 初任給調整手当の支給等に関する規則第14条第1項の規定は条例第11条の2第3項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の5第3項の人事委員会規則で定める第1号会計年度任用職員について、初任給調整手当の支給等に関する規則第14条第2項の規定は当該第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当に相当する報酬の支給期間について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「職員を」とあるのは「第1号会計年度任用職員を」と、「職員とみなして職員給与条例第18条の5第1項又は教育職員給与条例第17条の6第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）とみなして同条例第11条の2第1項」と、「職員とする」とあるのは「第1号会計年度任用職員とする」と、同条第2項中「職員と」とあるのは「第1号会計年度任用職員と」と読み替えるものとする。

2 前条第1項の規定は条例第11条の2第2項第1号に掲げる場合における前項において読み替えて準用する初任給調整手当の支給等に関する規則第14条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年

度任用職員の第2種初任給調整手当に相当する報酬の月額について、前条第2項の規定は条例第11条の2第2項第2号に掲げる場合における前項において読み替えて準用する初任給調整手当の支給等に関する規則第14条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当に相当する報酬の日額について、それぞれ準用する。この場合において、前条第1項第1号中「特定額」とあるのは「権衡職員特定額（次条第1項において読み替えて準用する初任給調整手当の支給等に関する規則第14条第1項に規定する権衡職員特定額をいう。以下同じ。））」と、同項第2号及び同条第2項中「特定額」とあるのは「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第14条の5 初任給調整手当の支給等に関する規則第15条の規定は、第1号会計年度任用職員に第1種初任給調整手当又は第2種初任給調整手当に相当する報酬を支給する場合について準用する。

第5章 給与の支給日等

第32条 省略

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、給与期間中同項に規定する日後において新たに会計年度任用職員（基本報酬の額を日額又は時間額で定められた第1号会計年度任用職員を除く。）となった場合は、第1号会計年度任用職員にあっては基本報酬並びに地域手当、第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当に相当する報酬を、第2号会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、第1種初任給調整手当、第2種初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当をその際支給する。

4 省略

第38条 減額すべき給与額は、第1号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の基本報酬に対応する額、地域手当に相当する報酬に対応する額、第1種初任給調整手当に相当する報酬に対応する額及び第2種初任給調整手当に相当する報酬に対応する額を、それぞれその給与期間（基本報酬の額を月額で定められた第1号会計年度任用職員にあっては、その次の給与期間）以降の基本報酬、地域手当に相当する報酬、第1種初任給調整手当に相当する報酬及び第2種初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当に対応する額、へき地手当に対応する額、第1種初任給調整手当に対応する額、第2種初任給調整手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び産業教育手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、第1種初任給調整手当、第2種初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が、第1号会計年度任用職員にあっては基本報酬、地域手当に相当する報酬、第1種初任給調整手当に相当する報酬及び第2種初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、第1種初任給調整手当、第2種初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当から差し引くことができないときは、条例に

第5章 給与の支給日等

第32条 省略

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、給与期間中同項に規定する日後において新たに会計年度任用職員（基本報酬の額を日額又は時間額で定められた第1号会計年度任用職員を除く。）となった場合は、第1号会計年度任用職員にあっては基本報酬並びに地域手当及び初任給調整手当に相当する報酬を、第2号会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当をその際支給する。

4 省略

第38条 減額すべき給与額は、第1号会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の基本報酬に対応する額、地域手当に相当する報酬に対応する額及び初任給調整手当

に相当する報酬に対応する額

を、それぞれその給与期間（基本報酬の額を月額で定められた第1号会計年度任用職員にあっては、その次の給与期間）以降の基本報酬、地域手当に相当する報酬及び初任給調整手当

に相当する報酬から、第2号

会計年度任用職員にあってはその給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当に対応する額、へき地手当に対応する額、初任給調整手当

に対応する額、定時制通信教育手当に対応する

額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び産業教育手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、初任給調整手当

、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び

産業教育手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が、第1号会計年度任用職員にあっては基本報酬、地域手当に相当する報酬及び初任給調整手当に相当する報酬から、第2号会計年度任用職員にあっては給料、地域

手当、特地勤務手当、へき地手当、初任給調整手当

、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手

当及び産業教育手当から差し引くことができないときは、条例に

基づくその他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

基づくその他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

（職員の修学部分休業に関する規則の一部改正）

第7条 職員の修学部分休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12—50）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第4条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額、<u>第1種初任給調整手当に対応する額及び第2種初任給調整手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当から差し引くものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。</u>	（給与の減額） 第4条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額<u>及び初任給調整手当</u> <u>に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当</u> <u>から差し引くものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当<u>及び初任給調整手当</u> <u>から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。</u>

（職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正）

第8条 職員の高齢者部分休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12—51）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第4条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額、<u>第1種初任給調整手当に対応する額及び第2種初任給調整手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当から差し引くものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別	（給与の減額） 第4条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額<u>及び初任給調整手当</u> <u>に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当</u> <u>から差し引くものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別

手当、第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。	手当及び初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。
--	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年愛媛県条例第31号）附則第14項に規定する暫定再任用職員（教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第 2 条に規定する教育職員である者を除く。）は職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第 4 条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員と、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第34項に規定する暫定再任用教育職員は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とそれぞれみなして、第 2 条の規定による改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則第10条の規定を適用する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第 4 号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 17 日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
附 則 （第 1 種初任給調整手当の特例） 11 当分の間、第 9 条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の 4 の規定による第 1 種初任給調整手当のほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、当該職員に適用される職務の級に応じて次の表に掲げる第 1 種初任給調整手当を支給する。 <table><tr><td>職務の級</td><td>第 1 種初任給調整手当</td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table>	職務の級	第 1 種初任給調整手当	省略		附 則 （初任給調整手当の特例） 11 当分の間、第 9 条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の 4 の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、当該職員に適用される職務の級に応じて次の表に掲げる初任給調整手当を支給する。 <table><tr><td>職務の級</td><td>初任給調整手当</td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table>	職務の級	初任給調整手当	省略	
職務の級	第 1 種初任給調整手当								
省略									
職務の級	初任給調整手当								
省略									

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。